

平成21年12月25日  
平成22年1月15日改訂  
平成23年11月11日改訂  
令和3年7月27日改訂  
令和8年3月17日改訂

## 第1章 教育情報セキュリティ基本方針

### （趣旨）

第1条 この基本方針は、野々市市情報セキュリティに関する要領に準じ、野々市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び野々市市立小中学校（以下「学校」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会及び学校が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めるものとする。

### （適用範囲）

第2条 この基本方針が適用される機関は、教育委員会及び学校とする。

### （教育情報セキュリティ対策の実施）

第3条 教育情報セキュリティの維持及びセキュリティ障害の発生を防止するため、組織体制の整備、情報資産の分類及び管理並びに次に掲げる対策（以下「教育情報セキュリティ対策」という。）を実施する。

- （1）物理的セキュリティ対策 ネットワーク及び情報システムに係る情報機器の設置環境等において必要な措置を講ずること。
- （2）人的セキュリティ対策 教職員等（臨時的任用教職員、非常勤講師及び会計年度任用職員を含めた学校に勤務する教職員全員をいう。以下同じ。）及び事業者（情報機器、ソフトウェア等の販売、保守又は改修、通信網の整備、電子データの情報処理等を業務として営む者をいう。以下同じ。）の行動及び作業の制限並びに教職員等を対象とする研修及び緊急時に対応するための訓練を実施すること。
- （3）技術的セキュリティ対策 ネットワーク、情報システム等の利用環境の制限、不正アクセスの防止及び不正プログラムの感染防止のための技術的な措置を講ずること。
- （4）運用面におけるセキュリティ対策 教育情報セキュリティ実施手順及び緊急時の対応計画の策定並びに教育情報システムの利用状況の監視、コンピュータの利用状況の調査及び確認等を実施すること。

### （監査及び自己点検の実施）

第4条 教育情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に又は必要に応じ、監査及び自己点検を実施する。